



長野県報

3月1日(月)
平成16年
(2004年)
第1537号

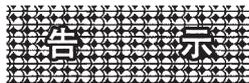
目次

告示

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行う団体（産業振興課）	1
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	1
平成15年9月21日執行の長野市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）	2

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	2
平成16年度前期技能検定（産業活性化・雇用創出推進局）	3
平成16年度随時実施技能検定（産業活性化・雇用創出推進局）	5
都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	6
県営住宅の入居者の募集（住宅課）	6
一般競争入札（交通政策課）	7
一般競争入札（障害福祉課）	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活保安課）	9



告示

長野県告示第93号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を内閣総理大臣の指定する次の団体に行わせることとしました。

平成16年3月1日

長野県知事 田中 康夫

- 法人名
社団法人全国貸金業協会連合会
- 主たる事務所の所在地
東京都港区三田3丁目7番13号

産業振興課

選告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成16年3月1日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

表中

「	松本市中央地区福祉ひろば	〃	大手3丁目8番1号	〃	」	を
「	松本市中央地区福祉ひろば	〃	大手3丁目8番1号	〃	」	に改める。
	松本市松南地区福祉ひろば	〃	双葉4番8号	〃		
	松本市白板地区福祉ひろば	〃	城西1丁目4番16号	〃		

選挙管理委員会

選告示第6号

平成15年9月21日執行の長野市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成16年3月1日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝
裁 決 書

長野県長野市大字高田278番地

審査申立人 今井寿一郎(年齢76歳)

上記審査申立人から、平成15年11月17日付けで提起された同年9月21日執行の長野市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成15年9月21日執行の本件選挙における当選人伊藤治通(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関し、長野市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し異議の申出をしたところ、市委員会が平成15年10月24日にこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会が下した決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする裁決を求めため、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件当選人が公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)に違反する行為を行い、このような中で行われた選挙の結果による本件当選人の当選は無効であるとの異議申出に対する、市委員会による審議・検討過程が十分でなく、決定に至るまでの作業が全く事務当局に任されており、尽くされていない。
- 2 申立人が提示する違反事項について個別の審議・検討をあらかじめ放棄している。
- 3 条文の適用・解釈及び判例の引用もあいまいである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出並びに申立人から弁明書に対する反論書の提出を受けるとともに、申立人の申立てにより口頭意見陳述を実施し、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して

公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである」(前掲判決)とされている。

申立人は、本件選挙に係る異議の申出について、市委員会による審議、検討過程が十分でなく、申立人の提示する違反事項について個別の審議、検討をあらかじめ放棄しており、加えて、条文の適用及び解釈並びに判例の引用もあいまいである旨主張するが、当委員会に提出された弁明書及び関係書類によれば、市委員会は、前掲判決と趣旨を同じくする判例の観点に立って棄却の旨を決定したものであり、また、そもそも異議の申出に係る審理は、職権審理主義に基づきその審理における手段、方法等は法令に定めるところを除き、市委員会の裁量の範疇に属するものであるので、審議、検討過程が十分でないなどの旨を指摘する申立人の主張は認めることができない。

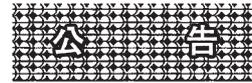
以上のとおり、申立人の審査申立てには理由がなく、異議の申出に対する市委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成16年2月24日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 団
- 3 代表者の氏名
山崎政雄
- 4 主たる事務所の所在地
小県郡真田町大字本原337番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆老人に対して、自立生活相談、生活介護、生活支援に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室